医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和６年２月　策定

高岡市

目　次

第１　基本的事項
１　受入れの要件 1
２　医療的ケアの内容 1
３　対象児童 1
４　受入れ体制 1

第２　医療的ケア児の入園までの手続き
１　入園相談 3
２　医療的ケア実施申込み・書類審査 3
３　体験保育の実施 3
４　受入れ可否の検討 4
５　受入れ可否の通知 4
６　緊急時対応病院への受診と連携 4
７　内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成 4
８　主治医面談 5
９　入園前健康診断の実施 5
10　入園の決定 5
11　医療的ケアに必要な物品等の支給 5

第３　医療的ケア児の入園後の継続等
１　医療的ケア児の入園後の継続等 6
２　受入れ後における医療的ケアの内容変更 6
３　長期欠席 6

第４　実施園での受け入れ
１　医療的ケアを必要とする児童の保育 7
２　医療的ケアの実施者 7
３　医療的ケアの安全実施体制 7
４　緊急時の対応 8
５　職員の研修 9

第５　保護者の了承事項
１　医療的ケア 10
２　ならし期間 10

３　体調管理及び保育の利用中止等……10
４　緊急時及び災害時の対応等……11
５　退園等……11
６　情報の共有……11
７　その他……12

【参考】　入園にあたって使用する主な様式……13
【別紙】　医療的ケア児の入園までの手続き（フロー図）……14

第１　基本的事項

近年、日常生活及び社会生活を営むため、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童が増加しており、令和３年９月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアを必要とする児童への支援が求められている。

本ガイドラインは、本市において、保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れ及び支援を行うことを目的として、保護者、医療機関、事業所、保育所等に、医療的ケア児の保育所等での受入れにあたり、必要となる基本的な考え方や留意事項等を示すものである。

１　受入れの要件

⑴　保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。

⑵　主治医より、保育所等における集団保育が可能であると判断されていること。

⑶　保育所等における受入れ体制が整えられていること。

⑷　日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。

⑸　病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること。

⑹　必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

２　医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は次の行為の実施を基本とする。

⑴　たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）

⑵　経管栄養（経鼻経管、胃ろう）

⑶　導尿（看護師による導尿や自己導尿）

⑷　その他医行為

３　対象児童

主治医が、集団保育が可能と認めた医療的ケア児

４　受入れ体制

⑴　受入れ時期は随時とし、医療的ケア児受入れの要件を満たせば、入園可能とする。

⑵　保育を行う日及び時間は、平日（月～金曜日）の１日８時間（午前８時 30 分～午後４時 30 分）とする。

第２　医療的ケア児の入園までの手続き

医療的ケア児の入園までの手続きは、次のとおりとする。
（別紙【医療的ケア児の入園までの手続き】参照）

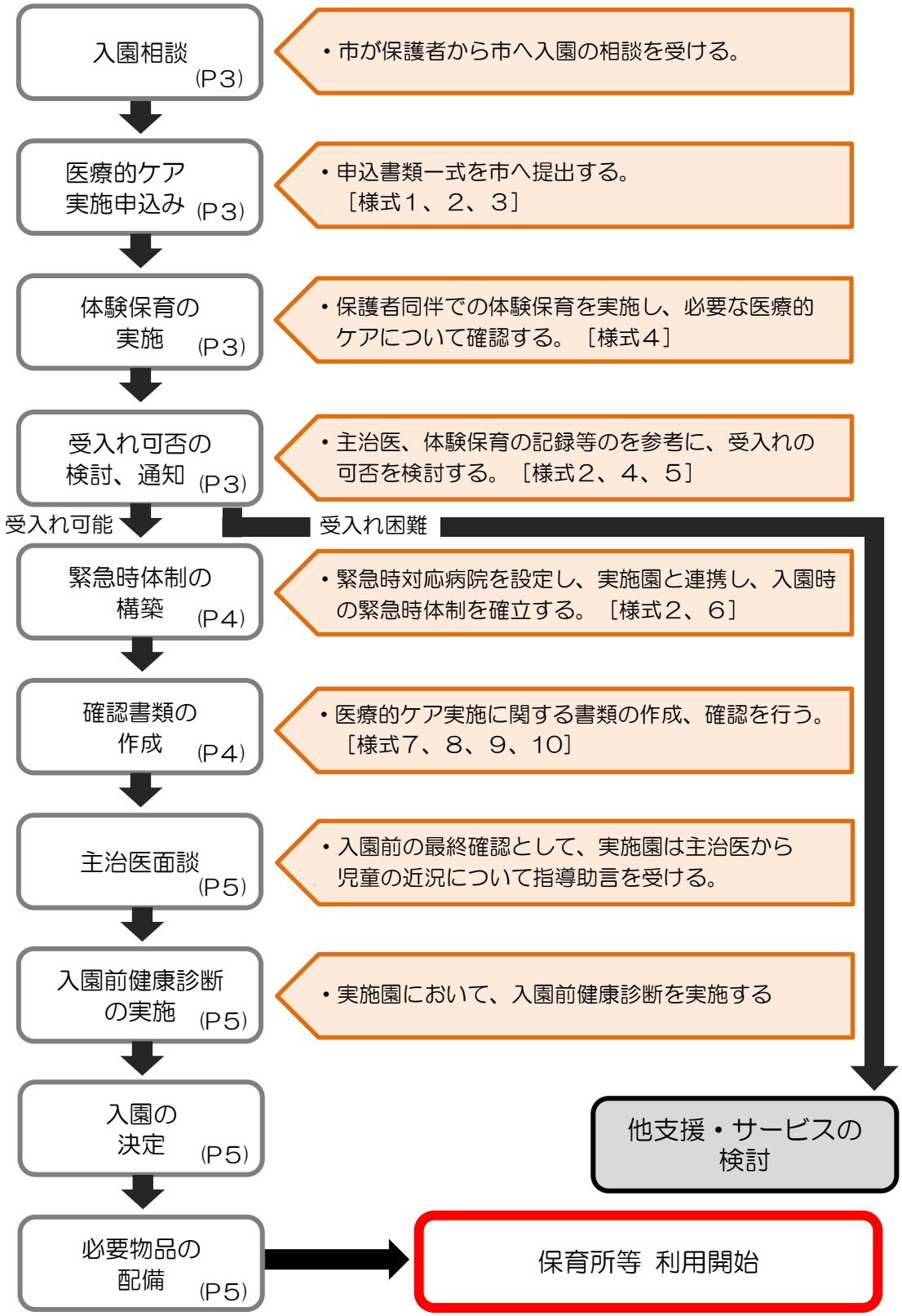

１　入園相談

⑴　市は、本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。

⑵　市は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所等以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。

⑶　市は、保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に、医療的ケアに関する主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。

２　医療的ケア実施申込み・書類審査

⑴　市は保護者から、「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケアに関する主治医意見書」及び「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を受け取る。

［様式１］医療的ケア実施申込書

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式３］医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

⑵　保護者の状況や児童の状況を聞き取りする。

⑶　申込書類に基づき、集団保育の可否及び体験保育の要否について、受入れ検討会（以下、「検討会」とする。）を開催して審査する。この時、必要に応じて、関係機関に参加を要請し意見を求める。

３　体験保育の実施

⑴　保護者が希望する園において、園長、園の看護師、保護者が参加して、体験保育を実施する。

⑵　保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの方法について、聞き取りする。

⑶　児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、実施園で集団保育を実施することができるか確認する。実施園にて「看護師等による体験保育記録」を作成する。

［様式４］看護師等による体験保育記録票

⑷　実施園は、体験保育が終了した児童について集団保育の適正や受入れにおける安全管理等について、検討会にて協議する。

４　受入れ可否の検討

市は、「医療的ケアに関する主治医意見書」、「看護師等による体験保育記録」及び検討会の意見をもとに、受入れの可否を検討する。

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式４］看護師等による体験保育記録票

５　受入れ可否の通知

⑴　受入れ可能な場合は、市は保護者及び実施園に「内定通知書」を送付する。
※保育所等への入園決定を通知するものではなく、医療的ケアの実施が可能であることを通知するもの。

［様式５］医療的ケア内定・保留通知書

⑵　受入れ可能な場合は、１年単位で更新手続きを要することを条件として内定とする。

⑶　受入れができない場合は、「保留通知書」を送付し、他サービスの検討を依頼する。

［様式５］医療的ケア内定・保留通知書

⑷　入園保留となった後、児童の健康状態の変化等により受入れについて再検討する必要が生じた場合は、検討会を開催し協議する。

６　緊急時対応病院への受診と連携

⑴　入園後の緊急時には、主治医が対応可能な場合を除き、基本的には緊急時対応病院が受入れ先となる。

⑵　保護者は、主治医に「医療的ケア指示書」及び「診療情報提供書」の作成を依頼し、「医療的ケアに関する主治医意見書」、「医療的ケア指示書」及び「診療情報提供書」を持参し、緊急時対応病院で事前診察を受け、情報を共有する。また、「医療的ケア指示書」を市及び実施園に提出する。

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式６］医療的ケア指示書

［様式なし］診療情報提供書（任意様式）

⑶　緊急時対応病院は、実施園と連携して緊急時体制を整える。

⑷　実施園は、緊急時の対応等について緊急時対応病院と面談を行う。

７　内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

⑴　市は、実施園が「医療的ケア指示書」に基づき、保護者面談、主治医面談、緊急時対応病院面談等により受入れの安全性を確認した後、「医療的ケア実施通知書」を保護者に送付する。

［様式７］医療的ケア実施通知書

⑵　保護者は、「医療的ケア実施通知書」に基づき、「医療的ケア実施承諾書」を市に提出する。

［様式８］医療的ケア実施承諾書

⑶　実施園は、「医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護師マニュアル」及び「医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」を作成し、保護者に開示し確認を求める。

［様式９］医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護師マニュアル

［様式 10］医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル

⑷　保護者は、実施園が作成した計画書等を主治医に確認し、実施園は、必要に応じて主治医に助言を求める。

８　主治医面談

実施園は、医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

９　入園前健康診断の実施

園の嘱託医は、児童の入園前健康診断を実施する。

10　入園の決定

市は、本ガイドラインに基づいて児童の受入れを適切に行うことができる場合には「高岡市子ども・子育て支援法施行細則」及び「高岡市保育所等入所利用調整実施要綱」に基づき審査し、入園の決定を行い、保育の利用承認通知書を保護者に送付する。

11　医療的ケアに必要な物品等の支給

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を実施園へ提供する。その際、実施園にて作成した「医療機器等預かり同意書」を確認の上、署名する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

［様式 11］医療機器等預かり同意書

第３　医療的ケア児の入園後の継続等

１　保育所等での医療的ケア実施の継続審査

保育所等での医療的ケア実施の継続については、児童の健康状態等を勘案し、１年単位で実施する検討会で協議し、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、継続して実施する。

２　受入れ後における医療的ケアの内容変更

⑴　受入れ後、かつ、１年単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア実施申込書」、「医療的ケア指示書」を提出する。

［様式１］医療的ケア実施申込書

［様式６］医療的ケア指示書

⑵　申込書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について、検討会で協議する。

⑶　医療的ケア実施申込み時の医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は継続して保育を実施する。申込み時の医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は退園となる。

⑷　医療的ケアが終了する場合は、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。

３　長期欠席

⑴　保育所等は、恒常的に保育所等での保育が必要な場合に在籍することができるため、登園しない日が続いた場合は保育の必要性がないと判断し、退園となる。

⑵　長期欠席の後、再び登園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて検討会を開催し、協議することとする。

第４　実施園での受入れ

１　医療的ケアを必要とする児童の保育

⑴　保育方針に基づく医療的ケア児への対応

①　児童の障がい及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。

②　医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を整備する。

③　児童の発達の状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。

④　児童に適切な生活課題や遊びを提供する。

⑤　登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、児童の保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支えるよう努める。また、必要があれば相談機関等と連携する。

⑵　訪問看護事業所との連携

実施園は、訪問看護事業所と契約を結び、規定の料金表に従い、訪問看護師の派遣、出張相談による医療的ケア児への対応やクラス運営等への助言を受ける。

２　医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、看護師または喀痰吸引等研修を受講した認定特定行為業務従事者の資格を持つ保育士が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

３　医療的ケアの安全実施体制

（1）　医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、「医療的ケアに関する主治医意見書」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、嘱託医の助言を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、園長、保育士、看護師等職員間で共有する。また、医療的ケアの実施にあたっては、園長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。医療的ケアの実施状況は、市に報告する。

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式６］医療的ケア指示書

（2）　実施園関係者の役割

児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、市、実施園、嘱託医及び主治医が連携・協働する。

①　保育所等

保護者や主治医との連絡の窓口となるとともに、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施の総括管理を行う。

② 保育士

看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所等での生活の状況を保護者に報告する。また、医療的ケア実施の際の、医療行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐する。

③ 看護師

保育士及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握する。また、主治医等の医療的ケア指示書に基づき「医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護師マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

④ 嘱託医

医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について情報共有することが求められる。

⑤ 保護者

主治医、保育所等（看護師含む）とのやり取りを通して、連携関係を構築する。また、家庭生活での児童の健康状態を保育所等と情報共有する。

（3） 衛生管理

① 実施場所については、医療的ケア児の状況を十分に踏まえて、感染防止が保てるよう個別の環境整備を行う。

② 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者との申し合わせにより、衛生的に保管・管理する。

(4) 医療機器及び物品管理

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を実施園へ提供する。その際、実施園で作成した「医療機器等預かり同意書」を確認し、物品の管理を行う。なお、使用後の物品については、家庭に持ち帰る。

［様式 11］医療機器等預かり同意書

（5） 文書管理

医療的ケアの実施に関する書類は、実施園にて必要期間（在園中）保管する。

4 緊急時の対応

（1） 実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。また、緊急時には、緊急時対応病院との連携を行う。

（2） 緊急時の対応は、「医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル」で定めている流れに沿って対応する。

［様式 10］医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル

（3） 実施園は、緊急時の対応について事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

（4）　体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた園長の指示のもと保護者に連絡し、必要であれば救急車にて搬送する。緊急時対応について、実施園と保護者との状況共有後、保護者が主治医及び嘱託医に報告する。

（5）　保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、実施園からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者が児童を降園させ、病院搬送時は病院に直行する。

５　職員の研修

児童の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第５　保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得る。

１　医療的ケア

⑴　あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時対応等も記載した「医療的ケアに関する主治医意見書」、「医療的ケア指示書」を提出する必要があること。

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式６］医療的ケア指示書

⑵　実施園は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

⑶　実施園では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

２　ならし期間

⑴　児童が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。

⑵　期間及び保育時間については、実施園と相談の上定めること。

⑶　児童の様子や状況によっては、この間の保育時間の短縮や、期間の延長・短縮がされる場合があること。

３　体調管理及び保育の利用中止等

⑴　やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあること。

⑵　登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等が通常と異なり、体調が悪い時には、保育の利用について十分に検討し、状態によっては保育を利用しないこと。

⑶　登園後に発熱、下痢、嘔吐、けいれん重責等の体調不良を引き起こした場合や、発熱がなくても感染の疑いがある場合には、実施園が保育の継続が困難と判断し、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、利用中止の場合、実施園は保護者による児童の降園を依頼すること。

⑷　集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施園からの情報により、保護者が保育を利用するか判断すること。また、実施園の判断で保育の利用を控え

てもらうことがあること。

⑸　実施園が必要と認める時には、保護者に対し主治医等の受診を依頼すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

４　緊急時及び災害時の対応等

⑴　緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた緊急時対応病院を受診すること。そのため、入園前に緊急時対応病院の受診が必要となること。受診時には、主治医からの診療情報提供書を持参すること。

［様式なし］診療情報提供書（任意様式）

⑵　児童の症状に急変が生じ、緊急事態と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、保護者へ連絡する前に児童を緊急時対応病院等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者の負担となること。

⑶　気管チューブ、栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。チューブが抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し「医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護師マニュアル」に記載の上それに沿って対応すること。

［様式９］医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護マニュアル

⑷　てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、けいれん止めの薬剤を用意すること。使用期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。

⑸　災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリーの確保に関して、主治医と確認し、必要量を実施園へ提供すること。

５　退園等

⑴　児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は退園となること。

⑵　実施園の人員、施設又は設備の状況により、実施園での児童の受入れができなくなる場合があること。

６　情報の共有

⑴　医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保育所等、主治医、緊急時対応病院などの関係機関と情報共有すること。

⑵　緊急時のために、市に提出された主治医からの「医療的ケアに関する主治医意見書」、「医療的ケア指示書」の内容を実施園の嘱託医に情報提供すること。

［様式２］医療的ケアに関する主治医意見書

［様式６］医療的ケア指示書

⑶　医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要最小限の範囲において、他の児童の保護者との間で情報共有する場合があること。

７　その他

「第５　保護者の了承事項」１～６のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。

【参考】　入園にあたって使用する主な様式

［様式１］ 医療的ケア実施申込書　保護者→市

保護者は、市から医療的ケアの実施について説明を受け、「医療的ケア実施申込書」を提出する。

［様式２］ 医療的ケアに関する主治医意見書　主治医→保護者→市

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記したもの。保護者は、主治医に作成を依頼し、市に提出する。

［様式３］ 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書　保護者→市

医療的ケアを必要とする児童の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意、署名の上、市に提出する。

［様式４］ 看護師等による体験保育記録票　実施園→市

入園の選考前に実施する体験保育において、看護師等の所見とその理由を明記し、市に提出する。

［様式５］ 医療的ケア内定・保留通知書　市→保護者

市は、受入れ可能な場合は「医療的ケア内定通知書」を、受入れができない場合は「医療的ケア保留通知書」を保護者に通知する。

［様式６］ 医療的ケア指示書　主治医→保護者→緊急時対応病院、実施園

主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記したもの。主治医から保護者を経由して緊急時対応病院、実施園に提出する。

［様式７］ 医療的ケア実施通知書　市→保護者

医療的ケアを安全に実施できる体制を整備し、実施内容を示すもの。市から保護者に通知する。

［様式８］ 医療的ケア実施承諾書　保護者→市

保護者に医療的ケアの実施内容及び体制などを説明し、同意していただいた上で、保護者から実施園に提出する。

［様式９］ 医療的ケア実施計画書 兼 医療的ケア実施看護師マニュアル　実施園

実施園における医療的ケアの内容を記載し、保護者に実施内容を示すもの。必要に応じて保護者から主治医に内容の確認を求める。

［様式 10］医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル　実施園→保護者

［様式 11］医療機器等預かり同意書　保護者→実施園

保育中に使用するために預かる医療機器等の取扱いについて確認事項を明記したもの。保護者が実施園に提出する。

医療的ケア児の入園までの手続き

【別紙】

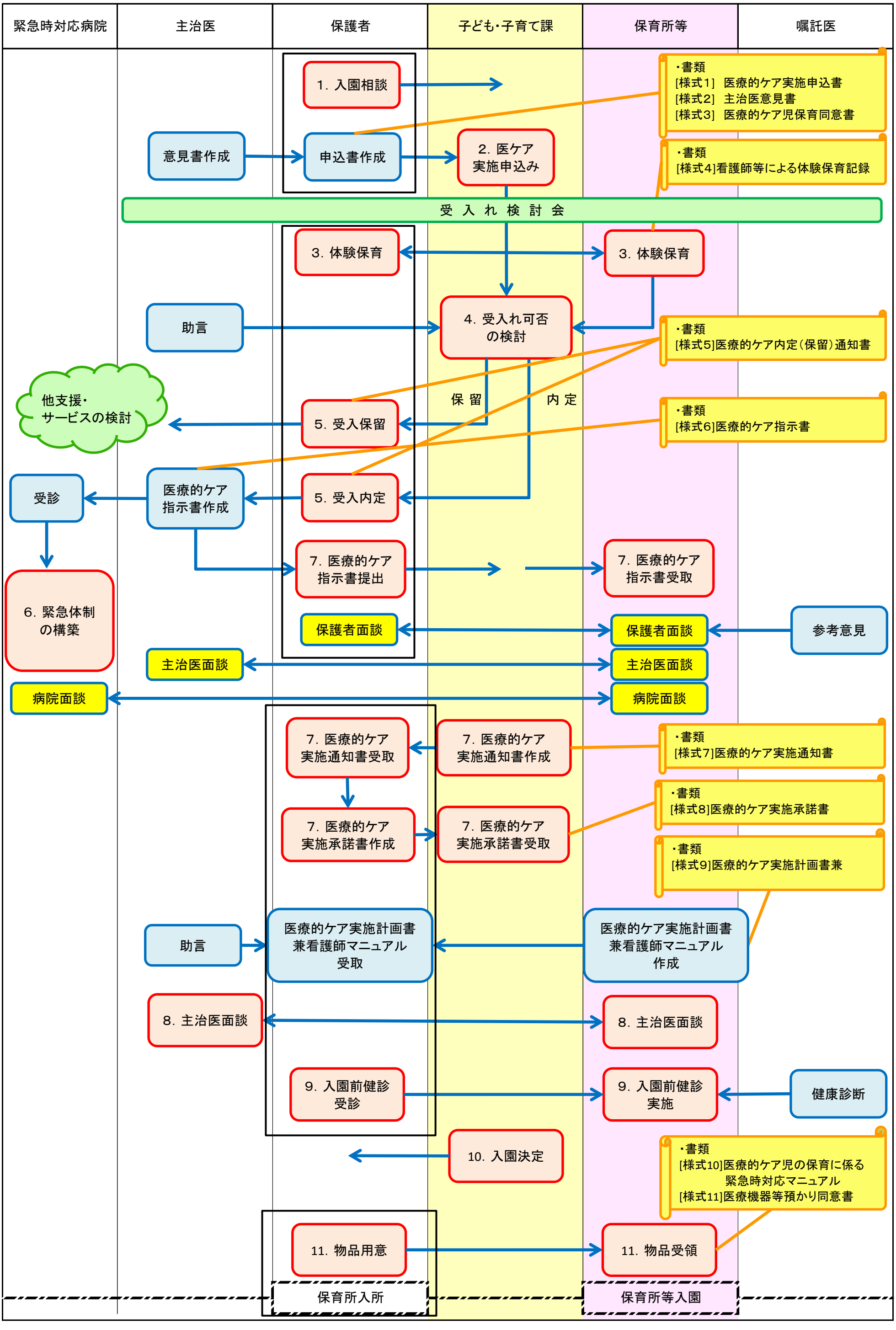

（様式１）

医療的ケア実施申込書

１　医療的ケアの実施を申込みをする児童

希望保育所等				
申込み児童名		男・女	生年月日	年　月　日（　歳）
現住所				
電話番号（携帯電話）			緊急連絡先	

２　保育所等での実施の申込みをする医療的ケアの内容及び方法

医療的ケアの内容 ※該当するケアに〇を記入	保育施設で実施を希望する方法等
たん吸引　口腔 鼻腔	
経管栄養　経鼻 胃ろう	
導尿	
その他　（　）	

３　医療的ケアに関する主治医意見書（別紙様式２）

４　医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（別紙様式３）

高岡市長　様

上記の医療的ケアについて、保育所等での実施を申し込みます。

年　月　日

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式２）

高岡市長　様

医療的ケアに関する主治医意見書

児童氏名	男 ・ 女　（　　年　　月　　日生）　　歳
住所	富山県高岡市
診断名	
主症状	
既往歴	
現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考になること	身長（　　cm）　体重（　　kg）
今後の方針	
服薬状況 （処方箋添付）	
痙攣の既往	
医療的ケアの項目	□喀痰吸引（口腔・鼻腔）　吸引カテーテル　Fr　cm □経管栄養　□経鼻胃管　Fr　cm（水分　栄養剤　） □胃ろう　Fr　cm（水分　栄養剤　） □導尿　（　）時間ごと カテーテルの種類（　）　サイズ（　）Fr □その他 （　）
予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応（緊急搬送の目安等）

（様式２）

<table>
<tr><td>集団保育の中での生活</td><td colspan="2">☐望ましい　　（理由：
☐望ましくない（理由：</td></tr>
<tr><td>保育所等での生活上の注意・配慮事項</td><td colspan="2">・施設外保育　☐可　（注意事項：
☐不可
・プール遊び　☐可　（注意事項：
☐不可
・その他
（　　）☐可　（注意事項：
☐不可</td></tr>
<tr><td rowspan="4">日常生活の配慮</td><td>項目</td><td>状況</td></tr>
<tr><td>食事</td><td></td></tr>
<tr><td>排泄</td><td></td></tr>
<tr><td>移動</td><td></td></tr>
<tr><td>予防注射接種状況(母子手帳添付可)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現在利用している在宅ケアサービス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現在通園している施設(利用頻度等)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">記入日　　年　　月　　日
医療機関名
住所
電話番号
医師署名</td></tr>
</table>

（様式３）

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

以下の事項をよくお読みいただき、□にチェックをしてください。

①	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」をよく読み、理解しました。また、「第５　保護者の了承事項」の内容を理解し、全て了承します。	□
②	やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師等が勤務できない場合には、保護者が付き添います。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。	□
③	登園前に健康観察をし、顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育の利用について十分に検討し、必要であれば保育を利用しないことを了承します。	□
④	登園後に発熱、下痢、嘔吐、痙攣重責等の体調不良が発現した場合や、発熱がなくても感染の疑いがある場合には、実施園が保育の継続が困難と判断し、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにし、利用中止の場合は、保護者による児童の引き取りをお願いすることを了承します。	□
⑤	園内で感染症が一定数以上発症した場合の登園の判断は、保護者の責任で行います。また、実施園の判断で登園を控えていただく場合があることを了承します。	□
⑥	実施園が必要と認める場合、保護者の費用負担で主治医等を受診することを了承します。	□
⑦	児童の症状に急変が生じ、緊急事態と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、保護者へ連絡する前に児童を緊急時対応病院に搬送し、受診または治療が行われること、また、それに伴い生じた費用は保護者の負担になることを了承します。	□
⑧	災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリーの確保に関して、主治医と確認し、必要量を実施園へ提供することを了承します。	□
⑨	児童の病態の変化等により、医療的ケア実施申込み時の医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となることを了承します。	□
⑩	実施園の人員、施設又は設備の状況により、実施園での児童の受入れができなくなる場合があることを了承します。	□
⑪	医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有することを了承します。	□
⑫	市に提出された主治医意見書、医療的ケア指示書の内容を、緊急時対応病院等の連携病院に情報提供することを了承します。	□
⑬	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要最小限の範囲において、他の児童の保護者との間で共有する場合があることを了承します。	□
⑭	①～⑬のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守します。	□

高岡市長　様

確認事項について、全て同意の上で申込みます。

年　　月　　日

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式４）

看護師等による体験保育記録票

（　　年　　月　　日実施）

<table>
<tr><td colspan="2">児童名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日
（　　歳　　か月）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施園</td><td rowspan="2"></td><td>観察者</td><td></td></tr>
<tr><td>対応者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">集団における行動の様子
（遊び・興味・関心）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">意思伝達
（コミュニケーション）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">親との様子</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">身体面・運動面</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">基本的生活習慣</td><td>食事</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>排泄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>着脱</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">観察者、対応者の所見</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（様式５）

年　　月　　日

様

高岡市長

医療的ケア内定・保留通知書

入所希望の相談がありました医療的ケアについて検討した結果、下記のとおり判断しましたのでお知らせいたします。

記

児童	氏　名	
	生 年 月 日	年　　月　　日
検　討　結　果		内　　定　　・　　保　　留
備　　考		【内定の場合】 保護者は市に、主治医が作成した「医療的ケア指示書」を提出してください。 【保留の場合】 （保留の理由を記載すること）

※内定とは、医療的ケアの実施が可能であることをお知らせするものであり、保育所等への入所決定を意味するものではありません。

（様式６）

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。　　指示期間（　　年　　月　　日～　　月　　日）

実施園名				
児童	氏名		生年月日	年　　月　　日　（　　歳）
	主たる疾患名			

※該当の指示内容に☑（チェック）・数値等を記入してください。

医療的ケアの項目		□ 口腔内の喀痰吸引　□ 鼻腔内の喀痰吸引 □ 経管栄養（経鼻胃管）　□ 胃ろうによる経管栄養 □ 導尿
具体的指示内容	□ 喀痰吸引	□ 口腔、鼻腔からの吸引 吸引カテーテルサイズ（　　）Fr.　吸引圧（　　）kPa 以下 気管チューブの種類［　　］　カフ（　　）ml 鼻からの挿入の長さ（　　）cm　口からの挿入の長さ（　　）cm 気切口からの挿入の長さ（　　）cm 抜去時の対応［　　］ 注意点など　［　　］
	□ 経管栄養	□ 経鼻　□ 胃ろう［ □ ボタン型　・　□ バルーン型（カフ　　ml）］ カテーテルの種類［　　］　サイズ（　　）Fr. 挿入の長さ（　　）cm
		□ 栄養剤注入 実施時間（　：　）（　：　）　注入速度（　　）ml／時 内容・　　］ □ 水分注入 実施時間（　：　）（　：　）　注入速度（　　）ml／時 内容・量［　　］　ショット（ 可 ・ 不可 ） □ 薬剤注入 実施時間（　：　）（　：　）　ショット（ 可 ・ 不可 ） □ その他 嘔吐時の指示［　　］ 抜去時の対応［　　］ 胃残がある場合について［　　］ 注意点など［　　］
	□ 導尿	カテーテルの種類［　　］　サイズ（　　）Fr. 挿入の長さ（　　）cm 実施時間（　：　）（　：　）（　：　） 注意点など［　　］
	□ その他	
	□ 緊急時の対応	

記入日　　年　　月　　日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

（様式７）

年　　月　　日

様

高岡市長

医療的ケア実施通知書

申込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施することといたしますので、通知します。

記

1　児童氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　性別：男　・　女

生年月日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日生　年齢：＿＿＿＿＿＿歳

2　実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの項目	実施する内容

3　実施期間：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　から　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　まで

4　保育時間：＿＿＿＿時　から　＿＿＿＿時　まで

5　緊急時の対応

(1)　緊急事態発生時は、保護者及び実施園で確認した主治医の指示内容のもとに、連携する医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じ、同時に保護者等に連絡します。
(2)　緊急時やむを得ない場合には、保護者の同意を得る前に対象園児を緊急搬送する場合があります。
(3)　保護者は、常に連絡がとれる体制を整え対応をお願いします。

6　留意事項

(1)　定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を保育施設に連絡ください。
(2)　登園時、子どもの健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日医療的ケアの内容について確認してください
(3)　医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
(4)　使用後の物品についてはご家庭へ持ち帰り処分をお願いします。
(5)　災害時に備え、内服薬等は必要数を毎日ご持参ください。

（様式８）

年　　月　　日

高岡市長　様

児童氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿

性　　別　　男　・　女

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知の内容について承諾します。

（様式９）

医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル

作　成　日	年　　月　　日
実 施 園 名	
園　長　名	
作成者氏名	

児童名		生年月日	年　　月　　日生	歳児

医療的ケアの内容	実施手順	準備物・留意点

予想される緊急時の対応	
予想される緊急時の状態	対応

※状況が変わった場合は、随時加筆・修正すること

上記について説明を受け、その内容に同意します。

年　　月　　日　　保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式10）

医療的ケア児の保育に係る緊急時対応マニュアル

施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎園児の急な体調変化により救急車の要請が必要となった場合

1．　救急車を要請する（119番通報）

・医療的ケア児であることを伝える

2．　緊急時対応病院へ連絡

緊急時対応病院

（　　）

TEL

（　　）

・医療的ケア児の緊急搬送がある旨を伝え、
緊急時対応病院での受入れ準備を依頼する。

3．　保護者へ連絡

TEL

（　　）

～保護者確認欄～ チェックしてください

☐ 緊急時対応病院の設定について、主治医の同意を得ています。

☐ 緊急時対応病院での受入れについて、緊急時対応病院の同意を得ています。

4．　救急車での搬送

・救急隊員に、緊急時対応病院が設定されていること及びその病院にすでに連絡済みであることを伝える

・救急隊員に、医療的ケア指示書及び薬の処方状況のわかるものを渡す

・関係者が同乗し、適宜情報提供を行う

○緊急連絡先

緊急時対応病院	TEL	担当医
かかりつけ病院	TEL	担当医
園医病院	TEL	担当医
保護者名	TEL　優先順（　　）	勤務先TEL　優先順（　　）
保護者名	TEL　優先順（　　）	勤務先TEL　優先順（　　）

（様式 11）

医療機器等預かり同意書

実施園で医療機器等をお預かりする場合、思わぬアクシデント（破損や紛失、子ども同士の関わり合いの中で起こりうる事象等）を考慮し、安全に保育を実施する必要がありますので、保育所等での安全な医療機器等の取扱いについて、次のとおりお預かりする内容を確認させていただきます。ご理解ご協力をお願いします。

【確認事項】

実施園名	歳児クラス	児童氏名
医療機器の種類	・ ・	
医療機器預かり開始日	年　　月　　日	
その他取扱上の注意点等	・ ・ ・	

【同意事項】　□に✓印をお願いします。

□ 保育中の医療機器等の取り扱いには十分注意しますが、何らかの原因で破損や紛失、子ども同士で思わぬアクシデント等が生じた場合、原則として実施園では補償しかねますのでご了承ください。

□ 実施園での使用は、家庭で十分慣れてからの使用開始としてください。

□ 内容の変更があった場合、「医療機器等預かり同意書」を改めて実施園へ提出してください。

以上、確認の上、同意します。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿施設長様

年　　月　　日

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
保護者確認サイン又は印						
保育所確認サイン又は印						
確認年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
保護者確認サイン又は印						
保育所確認サイン又は印						